

## 平成26年度 第3回板倉区地域協議会 次第

日時：平成26年5月22日（木）

午後6時00分から

場所：板倉コミュニティプラザ

201・202会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 所長挨拶

4 協 議

(1) 地域活動支援事業の審査について

資料No.1、2

(2) 自主的審議事項について

・届出のあった自主的審議事項について

資料No.3

(3) その他

・地区連絡協議会と地域協議会との意見交換会追加資料について

資料No.4

5 閉 会

【板倉区】平成26年度地域活動支援事業 採点結果一覧

資料 1

NO.	事業名	提案者名	事業費等 (千円)	申請額 (千円)	決定額 (千円)	評価結果 (配点)	公益性	必要性	実現性	参加性	継続性・ 発展性	各項目の計 (25)	基本 審査	板倉区 優先 採択方針	特記事項	結果
							(5)	(5)	(5)	(5)	(5)					
1	板倉幼年野球用具関連事業	板倉スポーツ少年 団野球クラブ	388	388		平均値	3.8	4.0	4.0	3.5	3.5	18.8	○: 15人 ×: 0人	○: 15人 ×: 0人		
						(最高値)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)					
						(最低値)	(2)	(3)	(3)	(2)	(2)					
2	観光ガイド育成による内外交流を深める事業	板倉おもてなしの 会	672	672		平均値	2.8	2.7	2.6	2.4	2.6	13.1	○: 12人 ×: 2人	○: 10人 ×: 4人		
						(最高値)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)					
						(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
3	子育て街道ネットワーク構築による子供の健全 育成を願う事業	焼山城狼煙を上 げる会	543	540		平均値	3.3	3.0	3.3	2.9	2.8	15.3	○: 13人 ×: 1人	○: 12人 ×: 2人		
						(最高値)	(5)	(4)	(4)	(4)	(4)					
						(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
4	交流施設音響設備整備事業	寺野地区活性化 推進委員会	718	710		平均値	3.2	3.7	3.5	3.3	3.2	16.9	○: 14人 ×: 1人	○: 13人 ×: 2人		
						(最高値)	(5)	(5)	(4)	(5)	(5)					
						(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
5	地域に残る伝説の紙芝居作成と伝承事業	寺野玉手箱グ ループ	403	403		平均値	3.6	3.6	3.5	3.1	3.3	17.1	○: 15人 ×: 0人	○: 15人 ×: 0人		
						(最高値)	(5)	(4)	(4)	(4)	(4)					
						(最低値)	(2)	(3)	(2)	(2)	(2)					
6	里山の復元と世代を超えた交流事業	北之山管理運営 協議会	471	471		平均値	2.5	2.6	2.5	2.5	2.5	12.6	○: 12人 ×: 3人	○: 12人 ×: 3人		
						(最高値)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)					
						(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
7	聖の岩窟線整備事業	栗沢町内会	1,000	1,000		平均値	2.5	2.5	2.6	2.3	2.5	12.4	○: 13人 ×: 2人	○: 12人 ×: 3人		
						(最高値)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)					
						(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
8	山寺薬師表参道石階段修復事業	東山寺自治区	1,136	1,000		平均値	4.3	4.3	4.3	4.1	4.1	21.1	○: 15人 ×: 0人	○: 15人 ×: 0人		
						(最高値)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)					
						(最低値)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)					
9	市民を対象とした板倉観光ルートと観光施設 の認知促進事業	くびき野パノラマ 街道協議会	396	156		平均値	2.9	3.0	2.8	2.6	2.7	14.0	○: 12人 ×: 2人	○: 11人 ×: 3人		
						(最高値)	(4)	(5)	(4)	(4)	(5)					
						(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
10	玄藤寺池あやめ公園創出事業	くびき野パノラマ 街道協議会	238	235		平均値	2.4	2.5	2.4	2.3	2.4	12.0	○: 11人 ×: 3人	○: 10人 ×: 4人		
						(最高値)	(4)	(3)	(3)	(4)	(4)					
						(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
11	箕冠城址公園の利活用による地域の活性化 事業	山部地区連絡協 議会	818	818		平均値	3.3	3.2	3.3	3.2	2.9	15.9	○: 14人 ×: 1人	○: 13人 ×: 2人		
						(最高値)	(5)	(4)	(5)	(4)	(5)					
						(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					

6,783 6,393

【板倉区】平成26年度地域活動支援事業 採点結果一覧 (仮集計)

資料 2

NO.	事業名	提案者名	事業費等 (千円)	申請額 (千円)	決定額 (千円)	累計額 (千円)	評価結果 (配点)	公益性	必要性	実現性	参加性	継続性・ 発展性	各項目の計 (25)	基本 審査	板倉区 優先 採択方針	特記事項	結果
								(5)	(5)	(5)	(5)	(5)					
8	山寺薬師表参道石階段修復事業	東山寺自治区	1,136	1,000		1,000	平均値	4.3	4.3	4.3	4.1	4.1	21.1	○: 15人 ×: 0人	○: 15人 ×: 0人		
							(最高値)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)					
							(最低値)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)					
1	板倉幼年野球用具関連事業	板倉スポーツ少年 団野球クラブ	388	388		1,388	平均値	3.8	4.0	4.0	3.5	3.5	18.8	○: 15人 ×: 0人	○: 15人 ×: 0人		
							(最高値)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)					
							(最低値)	(2)	(3)	(3)	(2)	(2)					
5	地域に残る伝説の紙芝居作成と伝承事業	寺野玉手箱グ ループ	403	403		1,791	平均値	3.6	3.6	3.5	3.1	3.3	17.1	○: 15人 ×: 0人	○: 15人 ×: 0人		
							(最高値)	(5)	(4)	(4)	(4)	(4)					
							(最低値)	(2)	(3)	(2)	(2)	(2)					
4	交流施設音響設備整備事業	寺野地区活性化 推進委員会	718	710		2,501	平均値	3.2	3.7	3.5	3.3	3.2	16.9	○: 14人 ×: 1人	○: 13人 ×: 2人		
							(最高値)	(5)	(5)	(4)	(5)	(5)					
							(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
11	箕冠城址公園の利活用による地域の活性化 事業	山部地区連絡協 議会	818	818		3,319	平均値	3.3	3.2	3.3	3.2	2.9	15.9	○: 14人 ×: 1人	○: 13人 ×: 2人		
							(最高値)	(5)	(4)	(5)	(4)	(5)					
							(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
3	子育て街道ネットワーク構築による子供の健全 育成を願う事業	焼山城狼煙を上 げる会	543	540		3,859	平均値	3.3	3.0	3.3	2.9	2.8	15.3	○: 13人 ×: 1人	○: 12人 ×: 2人		
							(最高値)	(5)	(4)	(4)	(4)	(4)					
							(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
9	市民を対象とした板倉観光ルートと観光施設 の認知促進事業	くびき野パノラマ 街道協議会	396	156		4,015	平均値	2.9	3.0	2.8	2.6	2.7	14.0	○: 12人 ×: 2人	○: 11人 ×: 3人		
							(最高値)	(4)	(5)	(4)	(4)	(5)					
							(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
2	観光ガイド育成による内外交流を深める事業	板倉おもてなしの 会	672	672		4,687	平均値	2.8	2.7	2.6	2.4	2.6	13.1	○: 12人 ×: 2人	○: 10人 ×: 4人		
							(最高値)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)					
							(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
6	里山の復元と世代を超えた交流事業	北之山管理運営 協議会	471	471		5,158	平均値	2.5	2.6	2.5	2.5	2.5	12.6	○: 12人 ×: 3人	○: 12人 ×: 3人		
							(最高値)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)					
							(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
7	聖の岩窟線整備事業	栗沢町内会	1,000	1,000		6,158	平均値	2.5	2.5	2.6	2.3	2.5	12.4	○: 13人 ×: 2人	○: 12人 ×: 3人		
							(最高値)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)					
							(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					
10	玄藤寺池あやめ公園創出事業	くびき野パノラマ 街道協議会	238	235		6,393	平均値	2.4	2.5	2.4	2.3	2.4	12.0	○: 11人 ×: 3人	○: 10人 ×: 4人		
							(最高値)	(4)	(3)	(3)	(4)	(4)					
							(最低値)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					

配分額 6,500千円

合計 6,783 6,393 0

# 協議事項の提出票

(板倉区地域協議会運営に関する内規 2 項関係)

平成26年5月16日

委員名： 上原 明紀

## 協議事項標題

農業トレーニングセンターの使用料について。

### 概要 (要旨を箇条書き)

有恒高校の生徒が部活動で上記施設を使用すると昨年度(H25年)より使用料を取られる様になった。昨年度の使用料は2万円余りである。

有恒高校は板倉区の学校との意識が板倉区民にあつて考えられます。

よつて、青少年育成の考えからも無料にすべきと思います。



板倉区総合事務所  
総務・地域振興グループ

## 使用料の減免基準の基本的な考え方

公の施設の使用料は、その施設を利用される方から等しく負担していただくことで運用しなければならないものであるが、例外的にその負担を政策的に軽減する必要がある場合には、その全部又は一部を免除することとしている。

こうした負担の免除(減免の承認)は、市が定めた統一基準、施設の特異性からくる個別基準、さらにこれらの基準で判断できない場合にはその時点での判断で決定していたが、減免を適用する範囲は広がる傾向にあった。

施設使用料の改定に当たり、施設の利用の対価として定めた使用料の額の意義を保つ上からも、また、市民全体の平等性を維持していく上からも、減免基準を明確にし、適切な運用をしていくため、ここにその基本的な方針を定めるものである。

減免の可否に当たっては、次に掲げた基準を基に、公益性の度合いや負担能力の状況等から真に必要なものかどうかを判断し、実施するものとする。

### 1 条例で規定する基準

減免する場合とその額	
市が主催する場合	使用料の全額
市が共催する場合	使用料の 50 パーセントの額
その他市長が必要と認める場合	必要と認める額

### 2 減免の判断基準

条例で規定する基準のうち「その他市長が必要と認める場合 必要と認める額」の運用については、個々のケースで判断することになるが、次に掲げた判断基準を基に適切に行うものとする。

- 公の施設は、公共の福祉の向上を図るために設置した施設であることから、市民が利用しやすいよう低廉な使用料として設定しているもので、本来使用料は施設使用の対価であることから、原則は全額納付を基本に考える。
- 減免の承認に当たっては、「市の主催」や「市の共催」の場合の公益性と比較し、それらと均衡の取れたものでなければならない。
- したがって、減免は、施設の利用に公益性があるもの、あるいは負担能力から支援が必要であるものなどを判断基準として、政策的に行うものとし、利用者個人の利益(教養・趣味・体育)につながる利用は、原則として対象としない。

### 3 具体的な減免基準

本基準は、一般的な集会施設、学習施設、スポーツ施設等を基本にしたものであり、次に定める減免基準の具体的な例示を基に、減免の承認を行うものとするが、これらに該当しない場合であっても、「2 減免の判断基準」等を基に、総合的に判断し、決定するものとする。

なお、これまで施設の特異性から個別の基準で運用してきた温泉施設・宿泊施設・レジャー施設等の観光的施設、大規模な施設や特殊な施設(リージョンプラザ上越、上越文化会館、観光物産センター、水族博物館等)は、従前から各施設が定めている減免基準によるものとする。

#### (1) 全額免除する場合

##### ①市の政策に沿った事業を展開するための利用

- 市が住民福祉の向上のために育成した団体が、そのための活動をするとき。

例：防災士・食生活改善推進員・健康づくりリーダー・母子保健推進員等のグループや交通安全母の会などが市の施策に沿った活動に施設を利用するとき。

(利用団体の利益につながる活動ではなく、地域住民のための活動であるため)

##### ②利用目的が利用者以外の市民の福祉の向上に寄与し、市がその活動を支援する必要があると認める利用

- 地域振興や教育振興等のために活動する団体の連合体が、その活動に利用するとき。

例：町内会長連絡協議会、子ども会連合会、連合婦人会、連合青年団、PTA連絡協議会、文化協会、体育協会、老人クラブ連合会等が、その目的の活動に利用するとき。

(例示の団体は、公益的活動を行う各構成団体を取りまとめ、社会に貢献した活動を行っている。)

- コミュニティの醸成、教育の振興、青少年の健全育成、地域の安全確保などで、地域の振興に寄与する利用のとき。

例：地域のコミュニティ組織、地域振興協議会、町内会、婦人会、こども会、老人会、青年会、青少年健全育成協議会、PTA、消防団、地域防犯組合等が、その目的を果たすために行う活動に施設を利用するとき。

ただし、老人会がゲートボール場を使用するときや青年会が野球場を使用する場合は、参加者(個人)への受益が大きいものとして減免の対象から外すものとする。

(例示団体は、地域の公民館や小中学校等を主に利用し、地域住民の福祉向上のための活動を行っている。)

③市及び教育委員会が共催事業としたもののうち、全国又は全県規模に匹敵する事業などの理由により特に公益性が高いと認める利用

- 上越文化会館、リージョンプラザ上越、希望館等の施設で計画される大規模なイベント等を想定したもので、共催した事業課が事業の規模や公益性、支援の必要性等から総合的に判断を行う。

④市内の幼稚園、保育園、小中学校が授業等の一環としての利用

- 公立、私立を問わず、教育的見地から一律的に行う。

⑤国や他の地方公共団体が利用する場合で、市民の福祉の向上のための利用

- 国、県が主催する事業で、市が関わる必要があるとして、関係する所管課及び総合事務所が認めたとき。

⑥市内のクラブ活動等のうち、青少年の健全育成に繋がる活動のための利用

- スポーツ少年団、ボランティア団体、地域の有志者が指導するクラブ等で、青少年を対象に行う活動。(成人を対象にするものは除く。)

## (2) 50%減免を適用する場合

①非営利団体が、市民活動を活発にするために企画、実施する「講座、講習会、発表会、展示会、スポーツ・レクリエーション大会」などの利用

- 体育協会、NPO、その他任意団体が、受講料あるいは参加料を徴収して実施する各種講座等で、支援が必要と認められるとき。(自立できるものは対象外。)  
(参加者から受講料を負担していただく中で、使用料全額を負担して運営されるべきものであるが、市民活動を広げていく上で支援が必要と判断するもの)

②市及び教育委員会が主催した講座の修了者が、自主グループを立ち上げ、その活動を継続・発展させていくための利用

(ただし、主催講座の開催目的が継続される内容であること。広く市民に開放される活動であること。減免の期間は講座終了後から次年度末までであることが条件。)

③学校教育法に規定されている市内の高等学校、特殊教育諸学校高等部、専修学校及び大学が学校の授業及び行事での利用

④身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されている市内の福祉団体や保護者団体の利用

- ⑤身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人による、体育施設の個人利用

(3) その他（減免しない場合）

先に述べた「2 減免の判断基準」に従い、減免の承認を行うものであることから、以下に掲げたケースでは減免の対象とはしないものとする。

①13区の市民や特定地域の市民に限定したもの

合併後は、市民がどの地域に居住していても平等に支援が受けられるようにするため、居住地を要件とした減免はしないものとする。

②教育委員会が認定していた団体のうち、利用形態が個人の利益にとどまり、他の市民への影響（公益性）が見出せないもの

教育委員会が認定する社会教育団体は、市民活動の促進を助長する手段として多くの団体を認定してきており、そのすべてを減免の対象としてきた。今後は、認定団体には自立した活動を促すとともに、情報提供や相談事業などの支援のみとする。

ただし、その活動が他の市民への影響（公益性）があるものについては、「50%減免を適用する場合の①に掲げたもの」に該当するかどうかで支援を決定するものとする。

③土地改良区、農協、商工会、NPO等が集会等で利用する場合

自立した団体であり、自らの団体の活動に施設を利用するものであることから、減免はしない。



減免基準の判断

基準項番	利用内容	減免の判断	平成19年10月以前との主な違いなど
全額減免	(1)―① 防災士、食生活改善推進員、健康づくりリーダー、母子保健推進員の利用 (目的にあった利用に限る)	市が育成した方々が、市の施策に沿って地域で事業展開をしている活動は、主催事業と同等とみなす。	・従前どおり
	(1)―② 町内会長連絡協議会、子ども会連合会、連合婦人会、連合青年団、PTA 連絡協議会、文化協会、体育協会、老人クラブ連合会等の利用 (目的にあった利用に限る)	地域振興や教育振興等のために活動する団体の連合体は、それぞれの構成団体の要であり、その活動の社会貢献度は大きいことから、主催事業と同等とみなす。	・減免率が70～100%であったものを全額免除する。 ・一方、体育協会の構成団体は使用目的の有無に関わらず70%減免であったが、今後は単に会員がスポーツのために施設を利用するのであれば減免しない。
	(1)―② 地域のコミュニティ組織、地域振興協議会、町内会、婦人会、子ども会、老人会、青年会、青少年健全育成協議会、PTA、消防団、地域防犯組合等の利用 (目的にあった利用に限る)	これらの団体の活動(コミュニティの醸成、教育の振興、青少年の健全育成、地域の安全確保など)は、地域社会を支える活動であり、社会貢献度は大きいことから、主催事業と同等とみなす。	・減免率が50～100%であったものを全額免除する。 ただし、老人会でのゲートボール場や青年会での野球場の使用の場合は、参加者(個人)への受益が大きいものとして減免の対象から外す。
	(1)―③ 市及び教育委員会が共催事業としたもののうち、全国又は全県規模に匹敵する事業などの理由から特に公益性が高いと認められる利用	市及び教育委員会が共催し市が参画している事業であり、かつ、広域的な大規模な事業は、地域経済や市民への影響力の点で、積極的な支援が必要と考える。	・従前どおり
	(1)―④ 市内の幼稚園、保育園、小中学校が授業等の一案としての利用	教育的見地から、市が全面的に支援すべきものとする。	・これまで私立の減免率が50%であったものを全額免除とし、公立、私立の差別をなくした。
	(1)―⑤ 国や他の地方公共団体が利用する場合で、市民の福祉向上のための利用	国及び他の地方公共団体の活動は、公益活動であり、共に市民の福祉の向上に向けて協力していく必要がある。	・従前どおり
(1)―⑥ 市内のクラブ活動等のうち、青少年の健全育成に繋がる活動のための利用	教育的見地から、市が全面的に支援すべきものとする。	・これまでは、オールシーズンプールやリージョンプラザでの教室は減免なし。13区では、70%～100%の減免(旧地区住民の無料化を含む) ・今後は、オールシーズンプール等は減免なし、その他は全額減免とする。	
50%減免	(2)―① 非営利団体が、市民活動を活発にするために企画、実施する「講座、講習会、発表会、展示会、スポーツ・レクリエーション大会」などの利用	参加者からは受講料を負担いただく中で、使用料全額を負担して運営されるべきものであるため、支援が必要と判断されるものに限る。	・これまでは、原則50%減免。ただし、13区では無料施設としていたため実質全額免除であった。 ・運営の収支状況等で判断し、支援が必要なときは50%減免とする。
	(2)―② 市及び教育委員会が主催した講座の修了者が、自主グループを立ち上げ、その活動を継続・発展させていくための利用	市及び教育委員会主催の講座修了者が、仲間を集め自主的な活動として自立するには、一定期間の支援が必要であることから適用するもの。	・従前は、3年間の期間であったが、1年に短縮する。また、修了者のみの活動は対象とせず、開かれた活動に限定することとする。(減免を受けないで活動している団体との公平感を保つため)
	(2)―③ 学校教育法に規定されている市内の高等学校、特殊教育諸学校高等部、専修学校及び大学が学校の授業及び行事での利用	義務教育との差別化を図ったもの。教育の観点から支援する。	・従前どおり
	(2)―④ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人で構成されている市内の福祉団体や保護者団体の利用	福祉施策として支援が必要	・従前どおり
	(2)―⑤ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている個人が体育施設での個人利用	福祉施策として支援が必要	・従前どおり
減免なし	(3)―① 13区の市民や限られた地域の市民に限って減免をしていたもの	合併後は、市民がどの地域に居住していても平等に支援が受けられるようにするため、居住地を要件とした減免はしないものとする。	・使用料の額の設定や減免が不統一のものを統一するとともに、市民であるがゆえの減免は廃止する。
	(3)―② 教育委員会が認定していた団体のうち、利用形態が個人の利益にとどまり、他の市民への影響(公益性)が見出せないもの ・・・認定団体には、情報提供や相談事業など他の支援を行う。	教育委員会は、市民活動の促進を助長するため、多くの団体を社会教育関係団体として認定し、支援してきたが、それらの団体には、自立した活動を促し、情報提供や相談事業などの支援のみとする。	・従前は、50%減免であったが、廃止する。
	(3)―③ 土地改良区、農協、商工会、NPO等が集会等で利用する場合	それぞれ自立した団体であり、自らの団体の活動に施設を利用するものであることから、減免はしない。	・これまで13区では、使用料が無料であったり、有料であっても減免措置があったりしていた。

# 転出後の住宅管理届出書

平成 年 月 日

様

〇〇町内会長

住宅の居住者の死亡や転居、相続人が居住しないことなど、年々空き家が増加しております。このような現状を受け、空き家対策の一環として、転出時に所有者や管理者の皆様から、下記の内容についてご協力をお願い申し上げます。

記

## 1 転出後の、住宅(空き家)の管理者について

所有者	〒 -		住所	
	氏名		TEL	- -
若しくは	携帯	- -	FAX	- -
管理者	eメール	@		
その他 連絡先	〒 -		住所	
	連絡先名		TEL	- -

## 2 管理の頻度について

1. 週に1回以上      2. 月に1回以上      3. 半年に1回位  
4. 年に1回位      5. ほとんど使わない

## 3 管理の際の目的について

1. 住宅の管理、清掃のため      2. 帰省の際の宿泊先等として利用  
3. 他に所有する農地等の管理のために利用      4. その他( )

## 4 住宅の今後の予定について

1. 近いうちに取り壊す、もしくは取り壊したい (取壊し予定 : 平成 年ごろ)  
2. 建物はそのまま残したい  
3. 未定

## 5 今後の利用方法について…〈報告4で、2を選んだ人〉

1. 今後も帰省の際の宿泊用、農地等の管理の建物として利用したい  
2. 第三者に売却、若しくは貸し家として貸し出したい  
3. その他( )

## 6 転売先、貸付けの希望がある場合の相手先について…〈報告5で、2を選んだ人〉

1. 決まっている      2. 決まっていない      3. その他

7 差し支えない範囲で、この建物の状況を教えてください。

建物所在地		上越市板倉区			建築経過 年数		築年		
		番地まで正確に記入してください							
建物の状況	建物の現状	<input type="checkbox"/> すぐに住める状態 <input type="checkbox"/> 少し修繕する必要がある <input type="checkbox"/> かなり修繕をする必要がある <input type="checkbox"/> その他( )							
	土地	m <sup>2</sup>		建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他				
	建物の大きさ	高床	m <sup>2</sup>	1階	m <sup>2</sup>	2階	m <sup>2</sup>		
	建物の間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間 ( )畳 <input type="checkbox"/> 洋室 ( )畳 ( )畳 ( )畳 ( )畳 <input type="checkbox"/> 和室 ( )畳 ( )畳 ( )畳 ( )畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ( )						
		2階	<input type="checkbox"/> 洋室 ( )畳 ( )畳 ( )畳 ( )畳 <input type="checkbox"/> 和室 ( )畳 ( )畳 ( )畳 ( )畳 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ( )						
設備の状況	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> その他( )							
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 洋							
	車庫(建物外)	<input type="checkbox"/> 有 ( )台分 <input type="checkbox"/> 無							
	車庫(高床)	<input type="checkbox"/> 有 ( )台分 <input type="checkbox"/> 無							
	物置	<input type="checkbox"/> 有 ( )間 × ( )間 <input type="checkbox"/> 無							
	庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	その他	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無							
連絡事項									

★提出先・問い合わせ先 町内会長 ○○ ○○